

名古屋港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和5年2月

名古屋港港湾管理者
名古屋港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成27年10月 名古屋港審議会
- ・平成27年12月 交通政策審議会第61回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・令和2年1月 名古屋港審議会
- ・令和3年1月 名古屋港審議会
- ・令和3年3月 名古屋港審議会

の議を経た名古屋港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1 港湾環境整備施設計画	2
2 土地造成及び土地利用計画	2

変更理由

魅力ある港湾環境の形成を図るため、内港地区において、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

1 港湾環境整備施設計画

港湾環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]	
内港地区	
(中川運河)	
緑地	1 h a [新規計画]

2 土地造成及び土地利用計画

多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

(土地利用計画)

(単位：h a)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関地連	交流厚地生	工業用地	都市機能地能	交通機能地能	施設危険物取地扱	緑地	合計
内港地区	(81) 81	(149) 149	(11) 11	(204) 204	14	(18) 43	(155) 155	(41) 51	(659) 708

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。



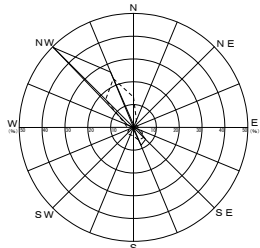
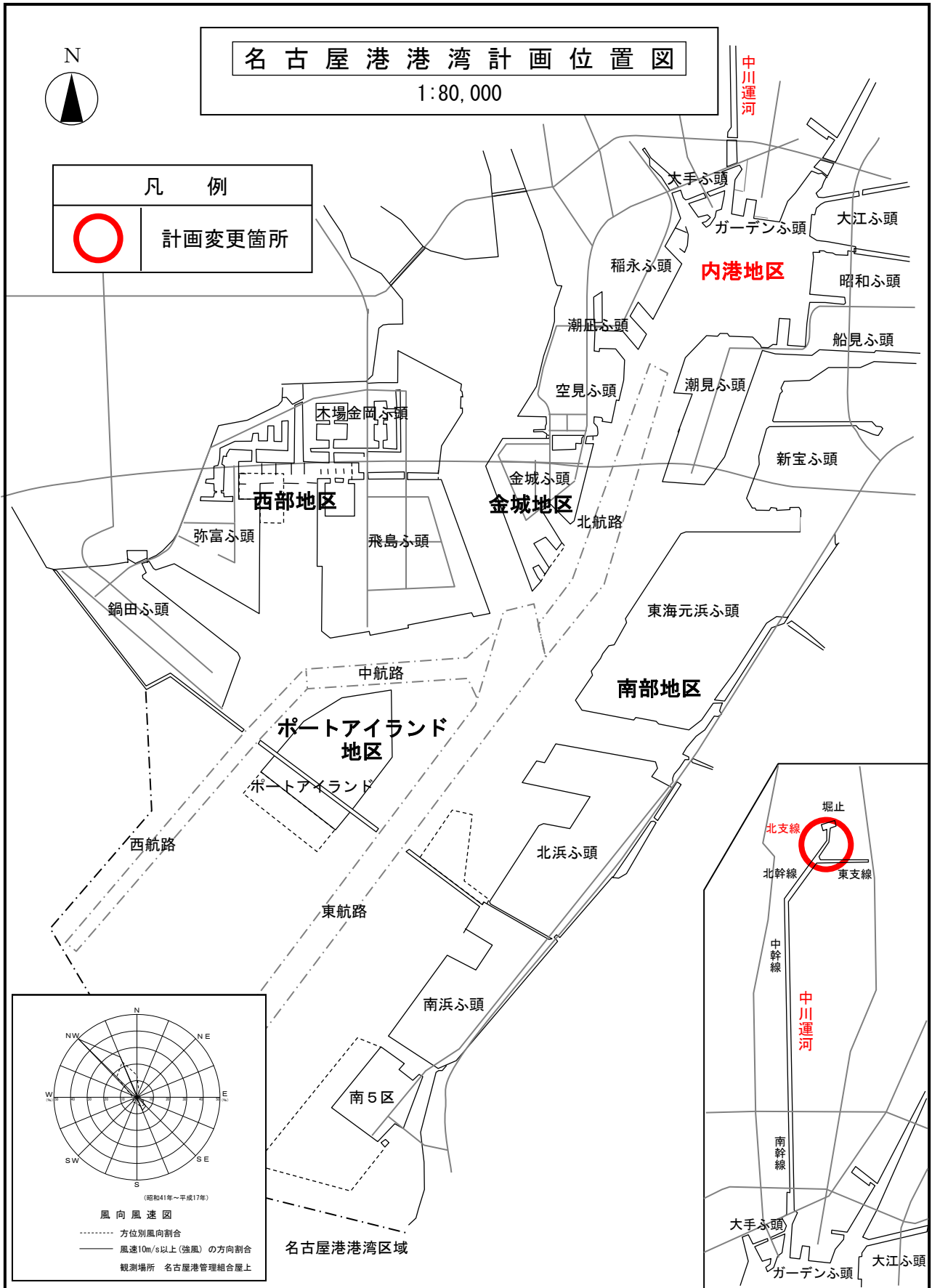
名古屋港港湾計画位置図

1:80,000

凡 例



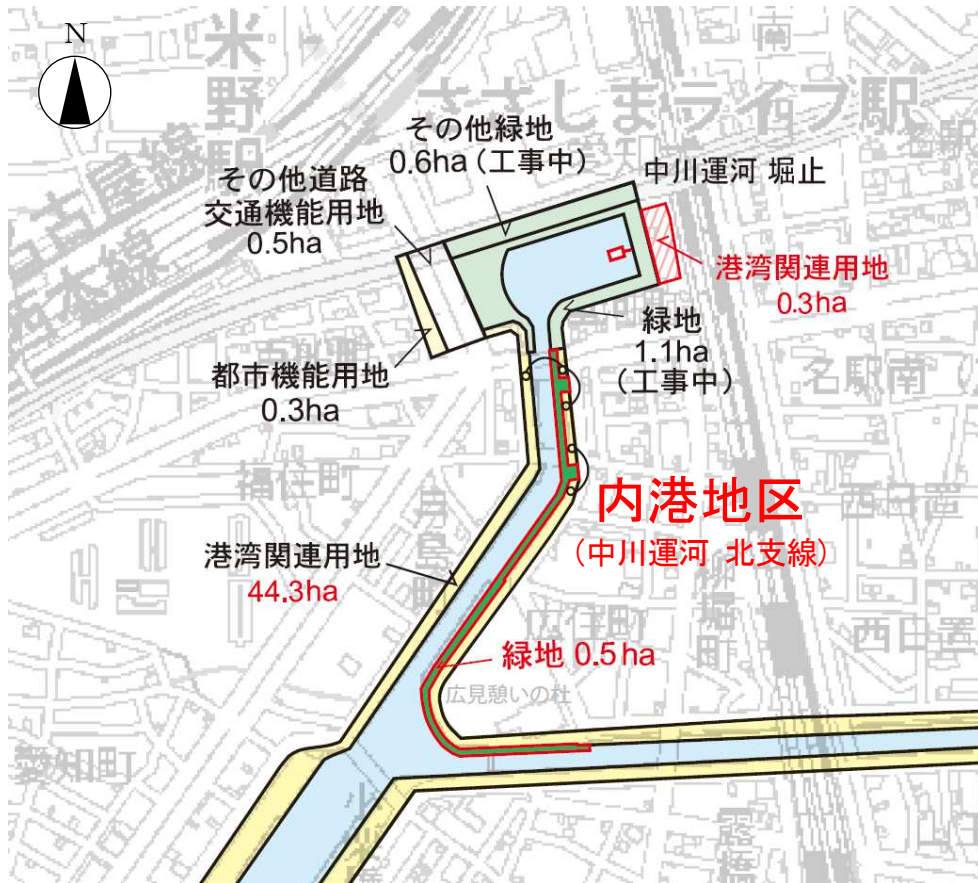
計画変更箇所



風向風速図
..... 方位別風向割合
—— 風速10m/s以上(強風)の方向割合
観測場所 名古屋港管理組合屋上

名古屋港港湾計画図（内港地区）

1:10,000



凡 例	
	小 型 棧 橋 (既定計画)
	緑 地 (今回計画)
	地 (既 設)
	そ の 他 緑 地 (既 設)
	交 通 機 能 用 地 (既 設)
	(その他道路)
	そ の 他 の 用 地 (既定計画)
	(既 設)